

※ 世帯番号	※ 入所施設名

※保育の実施期間			
平成	年	月	日から
平成	年	月	日まで

保育所保育台帳(兼入所申込書)

平成 年 月 日 住 所 滝沢村 字 番地
(アパート名等)

①保護者 フリガナ 滝沢村長 殿 氏名(父、母) ㊦
(TEL FAX)

保育所への入所について次のとおり申し込みます。

②入所児童名 (④に記入不要)	氏名	障がいの有無	性別	生年月日	③日中の連絡先	父() 母()				
	フリガナ	健・病	有・無	男・女			平・・(満歳月)			
⑥入所を希望する保育所名	第1希望 保育園(希望理由)									
	第2希望 保育園(希望理由)									
	第3希望 保育園(希望理由)									
④入所児童の世帯員(同居家族全員)	氏名	入所児童との続柄	生年月日	年齢	(職業)勤務先等具体的に(健康状態)病名等具体的に	障がいの有無	承諾印	欄により村長に委任します。保育料の算定に係る税情報の調査を、左記承諾		
	2	父	・・			健・病	有・無		㊦	
	3	母	・・			健・病	有・無		㊦	
	4			・・			健・病		有・無	㊦
	5			・・			健・病		有・無	㊦
	6			・・			健・病		有・無	㊦
	7			・・			健・病		有・無	㊦
	8			・・			健・病		有・無	㊦
⑤入所希望の理由(保育に欠ける理由) 具体的に必ず記入して下さい。記録のないときは受理できません。										
生活保護	1 受けている 開始日 ・・	希望保育期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			希望保育時間：午前 時 分～午後 時 分					
＜現在の児童の保育状況＞					＜母親の就労状況＞					
1 保育園、幼稚園に入っている。(保育園、幼稚園)					1 働いている。(職業・勤務先)					
2 無認可保育施設に入っている。(施設名)					保育所に入所した場合、仕事に変更があるか?(ある・ない)					
3 個人に預けている。(保育担当者氏名)					2 保育所に入所すれば働く予定である					
4 職場に連れていっている。(託児所 有・無)					(職業・勤務先)					
5 自宅でみている。(保育担当者氏名 続柄)					3 働いていない(理由)					
6 その他()										

※印は記入しないで下さい。

※④に記載した内容について、変更が生じた場合は、別途届出が必要となります。

記入上の注意

- 1 この用紙は、折りまげたり、汚したりしないようにしてください。
- 2 黒の万年筆又は黒のボールペンではっきりと記入してください。
- 3 満年齢は、入所児童・入所児童以外の世帯員も入所希望日現在の満年齢を記入してください。

提出書類

- ① 入所申込書（申込児童1人につき1部）
- ② 健康状態等調査票（申込児童1人につき1部）
- ③ 家庭状況等調書（1世帯につき1部）
- ④ 保育に欠ける状況を確認する書類（1世帯につき各1部）
保護者及び60歳未満の同居の祖父・祖母について提出が必要です。祖父・祖母については、住民登録上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居となります。
- ⑤ 保育料算定のために必要な書類（1世帯につき1部）
父と母それぞれの分が必要です。また、祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等の所得に関する書類が必要となります。
提出されない場合、保育料は一時的に暫定最高額で算定します。

保育所の入所基準

保育所に入所できる児童は、児童の保護者のいずれもが次のいずれかの事情に該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合です。

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 妊娠中であること又は出産後間がないこと。（産前産後8週）
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑦ 村長が認める前各号に類する状態にあること。

※①、②とも1日4時間以上かつ月15日以上が最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中の取り扱いとなります。年度内の求職猶予期間は、1年度内4ヶ月が限度です。

- ・ 定員の都合により入所が出来ない場合があります。
- ・ 入所中であっても入所基準に該当しなくなった場合は退所となります。
- ・ 入所申込書及び各種証明書について、事実と異なる内容が判明した場合、内定は取消とし、入所後明らかとなった場合は退所となります。
- ・ 求職活動を理由とした入所申込みは、一世帯につき同一年度内において1回のみです。

